

自家発電 Q & A 27

自家発電設備の設置等に係る労働安全衛生法の規制

労働安全衛生法令により、同法令で定める危険物等を一定数量以上貯蔵する自家発電設備の燃料タンクは、化学設備（化学物質等を製造・取扱う設備）としての規制を受け、当該設備に係る改造、修理、清掃等の作業に従事する者の労働災害を防止するため、事業者に必要な措置を講じることが義務づけられています。今回、自家発電設備の設置等に係る労働安全衛生法令による化学設備の規制について紹介します。

は化学設備と見なされ、事業者に必要な措置を講じることが義務づけられます。

Q 1

労働安全衛生法では、化学物質等を製造又は取扱う設備で政令で定めるものの改造、修理、清掃等の作業に従事する者の労働災害を防止するため、事業者に対して必要な措置を講じることが義務づけられています。この「政令で定めるもの」とは、どのような設備のことですか。

A 1

「政令で定めるもの」とは、労働安全衛生法施行令第9条の3により、表1の①、②の設備を指し、これが化学設備として規制されます。

Q 2

表1の①、②に示す化学設備とは、具体的にはどのような設備が該当するのでしょうか。

A 2

関係通達（昭和42年2月6日付け、基発第122号）により、表2に示すものが化学設備の対象となる設備です。

この設備において、表1の「① 政令別表第1に掲げる危険物」若しくは「② シクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で」それぞれ製造又は取扱う場合、当該設備

Q 3

自家発電設備の燃料タンクは、この化学設備の対象になりますか。

また、表1の「① 政令別表第1に掲げる危険物」とは、具体的にはどのような化学物質がこれに該当するのでしょうか。

A 3

自家発電設備の燃料タンクは、表2の中の「貯蔵タンク等」に相当することから、化学設備の対象として扱われます。

また、表1の「① 政令別表第1に掲げる危険物」とは、労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる爆発性、発火性、酸化性又は引火性の物をいい、このうちの引火性の物として、自家発電設備の燃料にも使用される主な化学物質を表3に示します。

以上のことから分かるように、自家発電設備の設置等の際に、当該燃料タンクに表3の①（灯油、軽油等）、②（可燃性ガス）又は表1の②の化学物質が貯蔵される場合、事業者に対し、必要な措置を講じることが義務づけられます。

Q 4

事業者が行わなければならない必要な措置とは、具体的にはどのようなものですか。

A 4

労働安全衛生法令により、事業者には化学設備の設置等に係る「計画の届出」、「定期自主検査」及び「使用開始時の点検」が義務づけられます。

このうちの計画の届出（法第88条、規則第86条）については、届出が必要となる危険物

等の数量（基準値）が告示基準（昭和47年9月30付け、労働省告示114号）で定められおり、灯油・軽油及び可燃性ガス等の数量（基準値）は表4のとおりです。

この基準に基づき、軽油又は灯油を燃料とする自家発電設備では、燃料タンクに500L以上の燃料が貯蔵される場合、化学設備として設置に係る計画の届出が必要となります。

A5

労働安全衛生法令（法第45条、施行令第15条、規則第276条）により、事業者には、化学設備（配管を除く。）及び附属設備に関し、2年に1回、規則第276条で定める事項について定期的に自主検査を行い、その結果を記録し、3年間保存することが義務づけられています。

また、規則第277条では、事業者が化学設備又は附属設備を初めて使用するときは、点検し、異常がないことを確認した後でなければ、使用してはならないことを定めています。

Q5

これ以外に義務づけられる「定期自主検査」、「使用開始時の点検」について教えてください。

表1 労働安全衛生法施行令で定める化学設備（概要）

- ① 政令別表第1に掲げる危険物を製造又は取扱う設備
- ② シクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で製造又は取扱う設備（移動式のものを除く。）

注. 「引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で製造又は取扱う設備」とは、引火点が65度以上の物に係る加熱炉、反応器、蒸留器、貯蔵タンク等のうち、加熱、反応、蒸留、固化防止等のため、その内部の温度が引火点以上となるものをいう。（通達「平成18年2月24日付け、基発0224003号」）

表2 化学設備の対象となる設備

「化学設備」とは、反応器、蒸留塔、吸収塔、抽出器、混合器、沈でん分離器、熱交換器、計量タンク、貯蔵タンク等の容器本体並びにこれらの容器本体に附属するバルブ及びコック、これらの容器本体の内部に設けられた管、たな、ジャケット等の部分をいうものであること。

表3 主な引火性の危険物とされる化学物質

- ① 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物
- ② 可燃性のガス（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15度、1気圧において気体である可燃性の物をいう。）

表4 計画の届出が必要な主な危険物等の数量（基準値）

品 名	基準値（数量）
灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物	500L
水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15度、1気圧において気体である可燃性の物	50m ³ （※）
シクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が65度以上の物	2,000L

※. 温度15度及び1気圧のもとにおける値